

計測器校正の勘どころ

フォローアップ編・その 2(第 2 回)・様式-3 校正証明書の次回校正日

アンリツカスタマーサポート株式会社
計測テクニカルセンター
山崎 俊雄

《はじめに》

前回より「校正証明書編」の中でいただいた読者のみなさまからのご質問に答えるかたちでの解説を進めています。今回は、読者のみならず当社のお客様からのご質問も多い、様式 3-校正証明書を取り上げます。やや複雑な部分もありますが、今回あらためてご説明をさせていただきます。どうか最後までお付き合いください。

1. トレーサビリティの証明手段

過去の小欄(校正証明書編:第 4 回)では、当社の校正サービスで使用する現場計測器に関わる校正連鎖を「様式-3 校正証明書」に表してご提供しているとお伝えいたしました。実際に当社の「様式-3 校正証明書」は好評を博し、これまで多数のお客様にご利用を戴いております。一方、その中で以下のご質問を戴くことが多くなっています。

Q: 様式-3 校正証明書の発行日を基準として、常用標準器、照合用標準器、仲介用標準器の次回校正日が発行日よりも遡るものが見られる。これは間違いではないか。

2. 様式-3 校正証明書の具体例

ご質問の内容を具体的な事例で表してみます。校正証明書編(第 4 回)の図 1 によると、現場計測器に関わる校正連鎖は以下のようになっています。

様式 3-校正証明書発行日:2005 年 6 月 23 日

種別	形名	周期	次回校正日
①一般計測器	34401A	6	2005/7/14
②照合用標準器	5700A	6	2005/5/11
③仲介用標準器	731A	12	2005/6/29
④仲介用標準器	5790A	12	2005/2/27
⑤仲介用標準器	SR104	24	2006/6/28
⑥仲介用標準器	4210	24	2006/6/28

現場計測器は①です。①は②で校正され、②は③④⑤⑥で校正されています。周期の単位は「月」です。

3. 「次回校正日」の読み解き方

様式 3-校正証明書発行日が 2005 年 6 月 23 日なので、これより次回校正日が遡るのは②と④です。それでは、ひとつずつ校正日を追うことにしましょう。

まず①ですが、実際に校正を行った年月日は 2005 年 7 月 14 日から 6 ヶ月遡った 2005 年 1 月 14 日ということになります。このとき、校正に使用した照合用標準器は②です。②の次回校正日は 2005 年 5 月 11 日であり、この校正は校正周期 6 ヶ月の有効期間内で行われた、ということが分かります。

同様に②について校正日を算出すると、それは 2005 年 5 月 11 日から 6 ヶ月遡った 2004 年 12 月 11 日となります。②は③④⑤⑥を使用して校正されていますが、④に注目してみると次回校正日は 2005 年 2 月 27 日であり、この校正は校正周期 12 ヶ月の有効期間内で行われたということが分かります。

4. 校正履歴の適切な管理

様式 3-校正証明書の発行日は 2005 年 6 月 23 日です。このとき使用された現場計測器(①のこと)の次回校正日は 2005 年 7 月 14 日であり、校正サービス自体は①の校正周期 6 ヶ月の有効期間内で行われていることが分かります。本来、①に対する次回校正日は、定期的に校正して管理された現場計測器で校正サービスを実施していることを示すために表示されています。これを、過去に実施した校正に対して遡って表示した場合、次回校正日が様式 3-校正証明書の発行日よりも遡るケースが発生する場合があります。

このような表示は校正履歴の正確な管理によって実現できることをご理解いただくと幸いです。

チェック!

様式 3-校正証明書は校正の連鎖が有効期間内に行われたことを「周期」と「次回校正日」で表示しています。様式 3-校正証明書の「周期」「次回校正日」の表示は校正履歴の正確な管理によって実現しています。